

事 務 連 絡
平成14年3月28日

各都道府県介護保険主管課（室） 御中

厚生労働省老健局振興課

運営基準等に係るQ & Aについて

運営基準等に係る質問のうち、都道府県から照会の多いものについて、関係各課との調整の上、別添のとおりQ & Aを作成しましたので送付します。

各位におかれましては、内容御了知の上、市町村、事業者等への周知をお願いいたします。

なお、本Q & Aについては、平成13年5月28日及び平成13年9月28日開催の全国介護保険担当課長会議で「(案)」をお示ししているところですが、その後いただいたご質問も踏まえ、一部Q & Aを追加しておりますのでご留意願います。

<追加したQ & A>

Ⅲの3

I 常勤換算方法により算定される従業員の休暇等の取扱い

【常勤換算方法により算定される従業員の休暇等の取扱い】

常勤換算方法により算定される従業員が出張したり、また、休暇を取った場合に、その出張や休暇に係る時間は勤務時間としてカウントするのか。

(答)

「常勤換算方法」とは、非常勤の従業員について「事業所の従業員の勤務延時間数を当該事業所において常勤の従業員が勤務すべき時間数で除することにより、常勤の従業員の員数に換算する方法」(居宅サービス運営基準第2条第8号等)であり、また、「勤務延時間数」とは、「勤務表上、当該事業に係るサービスの提供に従事する時間(又は当該事業に係るサービスの提供のための準備等を行う時間(待機の時間を含む。))として明確に位置付けられている時間の合計数」である(居宅サービス運営基準解釈通知第2-2-2)等)。以上から、非常勤の従業員の休暇や出張(以下「休暇等」という。)の時間は、サービス提供に従事する時間とはいえないので、常勤換算する場合の勤務延時間数には含めない。

なお、常勤の従業員(事業所において居宅サービス運営基準解釈通知第2-2-(3)における勤務体制を定められている者をいう。)の休暇等の期間については、その期間が暦月で1月を超えるものでない限り、常勤の従業員として勤務したものと取り扱うものとする。

(参考) 居宅サービス運営基準解釈通知第2-2-(3) 「常勤」

当該事業所における勤務時間が、当該事業所において定められている常勤の従業員が勤務すべき時間数(32時間を下回る場合は32時間を基本とする。)に達していることをいうものである。(以下略)

II 旧病室における居宅サービス費の算定

【旧病室における居宅サービス費の算定】

病院の建物について、一旦病院の廃止届出(医療法によるもの。)を行った後、改めて診療所としての開設届出を行い、廃止前の病院の病室(以下「旧病室」という。)部分を民間事業者売却したものがある。この場